

柏原市新型コロナウイルス対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づき、新型コロナウイルスについて、市民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、医療体制の確保などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、柏原市新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスにかかる市民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスにかかる庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスにかかる感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他、新型コロナウイルスに関連する事項

(組織)

第3条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者とする。
- 4 対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市長が指名する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 6 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4条 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

(対策本部の庶務)

第5条 対策本部の庶務は、政策推進部危機管理課及び健康福祉部健康福祉課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

別表第1（本部員）

副市長
教育長
病院事業管理者
消防長又はその指名する消防吏員
政策推進部長
総合政策監
危機管理監
総務部長
財務部長
市民部長
健康福祉部長
会計管理者
都市デザイン部長
上下水道部長
教育部長
教育監
行政委員会事務局長
議会事務局長
病院事務局長